

続々見られる資料が増えている「国立国会図書館デジタルコレクション」。労働政策研究の第一人者である濱口桂一郎さんは、家政婦の歴史を調べる過程で「恐る恐る」デジタルコレクションを使い始め、あれこれ見ていくうちにその威力を知るに至ったといいます。一昨年に梓された話題書『家政婦の歴史』執筆の過程において、実際にどんな風に使ったのかを寄稿していただきました。

## 国立国会図書館 デジタルコレクションがなければ

## 濱口桂一郎

Hamaguchi Keichiro

労働政策研究・研修機構労働政策研究所長

1958年大阪府生まれ。1983年東京大学法学部卒業、同年労働省に入省。欧州連合日本政府代表部二等書記官、衆議院調査局厚生労働調査室次席調査員、東京大学客員教授、政策研究大学院大学教授を経て2017年から現職。『労働法政策』（ミネルヴァ書房、2004）、『新しい労働社会——雇用システムの再構築へ』（岩波新書、2009）、『働く女子の運命』（文春新書、2015）、『ジョブ型雇用社会とは何か——正社員体制の矛盾と転機』（岩波新書、2021）、『新EUの労働法政策』（労働政策研究・研修機構、2022）、『家政婦の歴史』（文春新書、2023）、『賃金とは何か——職務給の蹉跌と所属給の呪縛』（朝日新書、2024）など著書多数。

# 書けなかつた本



『家政婦の歴史』文春新書、2023年7月刊

- 序章 ある過労死裁判から
- 第1章 派出婦会の誕生と法規制の試み
- 第2章 女中とその職業紹介
- 第3章 労務供給請負業
- 第4章 労務供給事業規則による規制の時代
- 第5章 労働者供給事業の全面禁止と有料職業紹介事業としてのサバイバル
- 第6章 労働基準法再考
- 第7章 家政婦紹介所という仮面を被って70年
- 第8章 家政婦の労災保険特別加入という絆創膏
- 第9章 家政婦の法的地位再考
- 終章 「正義の刃」の犠牲者

2023年7月、文春新書から『家政婦の歴史』という本を出しました。これまでのジョブ型だのメンバーシップ型だのといった雇用システムの話ばかり書いていたので、「妙な本を書いたなあ」と思われたようです。でも、読まれた方からはX(旧Twitter)上で、「これはめちゃくちゃ面白い」とか「法の盲点を突く著作で面白かった」といった感想もいただき、ほっとしていました。とりわけ、

労働研究者の本田恒平さんが「濱口さんの圧倒的な文献研究で、労働者供給の歴史の点と点が繋がり、霞が晴れていくような感覚。一見地味なテーマだけど、濱口作品の中で一番好きだった。一番震えた」と書いていただいたときは、うれしくと同時にこそばゆい思いが駆け巡りました。というのも、褒められた「圧倒的な文献研究」というのは、私が勤務する労働政策研究・研修

『労働政策レポート No.14 労働市場仲介ビジネスの法政策—職業紹介法・職業安定法の一世紀—』2023年3月

<https://www.jil.go.jp/institute/rodo/2023/014.html>

(独立行政法人労働政策研究・研修機構ウェブサイト)



## 有料職業紹介事業

### の改正をめぐって

#### —家政婦の職種指定など—

看護婦並びに家政婦の職業紹介は職業紹介法に基く「労務供給事業規則」で規制されていた。昭和二十三年三月、職業安定法の施行に伴い、労働者供給事業として労働組合が労働大臣の許可を得て行う場合の外「一切禁止されることとなり、看護婦については職業安定法第三十二條にいう「技術を必要とする職業」として同法施行規則第二十四條に掲げる職業中に含まれたので、新に職業安定法に基く有料職業紹介事業として許された。家政婦だけは今日までの通りのこと、名古屋、甲府等における労働組合の行う労働者供給事業があつた外、すべて公共職業安定所に依存して来た。その求職者数は本年五月七、六七〇人、一七九〇人の労働者数は一、一五、七九〇人にも達しているが、然しながらこの公共職業安定所の実績を見るに、中野市以下の公共職業安定所等で見ると、その機能が管轄区域内に浸透することが困難な大都市地域及び公共職業安定所の所在地から遠い都市地域において、必ずしも十分な成績が得られたとは言えず、無理な形式紹介方式とその矛盾を

『職業安定広報』2(12), 1951年12月  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2732793/1/15>

機構（JILPT）の労働図書館の蔵書と、なによりも国立国会図書館のデジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp/>）のおかげだったからです。

本書を書く直接のきっかけは、「はじめに」に書いたとおり、2022年9月29日に東京地裁が家政婦の過労死事件について、家政婦は家事使用人だから労働基準法や労災保険法の適用を受けないという判決を下したことにあります。この判決に賛否両論あ

前半に人材ビジネスが次第に規制・禁止されていき、20世紀後半に次第に規制緩和・自由化されていく政策プロセスを、膨大な資料をほぼそのまま掲載しつつ描きだしたもので、A4判394頁の分厚いレポートです。そのとき主として用いたのは、私が勤務するJILPTの労働図書館の蔵書でした。戦後の労働行政に関わる書籍や雑誌、資料の類いはほぼ揃っており、戦前の資料もごく一部ですが収蔵されています。

たなか？ という疑問を呈する人は一人もいませんでした。私がそこに疑問を感じたのは、「あとがき」に書いたように、ちょうどその前後に日本の労働市場仲介ビジネスの歴史をまとめつつあったためです。

このレポートを書いているときに目に飛び込んだのは、1951年10月に家政婦が有料職業紹介事業の対象職種に追加されたときに、当時の行政広報誌であった『職業安定広報』1951年12月号に、「看護婦並びに家政婦の職業紹介は職業紹介法に基く『労務供給事業規則』で規制されていた。昭和二十三年三月、職業安定法の施行に伴い、労働者供給事業として労働組合が労働大臣の許可を得て行う場合の外一切禁止されることとな」ったが、さまざまな問題が発生したので「職業安定法施行規則第二十四条第一項第八号の労働大臣が定める職業とし、弊害のないものに私営職業紹介事業を許可する事とした」と書かれていたこと。というのも、街のあちこちに見

これは、2022年3月の職業安定法改正を契機にして、これまでまとまった研究書の存在しないこの分野に、資料集的な意味も含めて通史を書こうとしたもので、2023年3月に『労働政策レポートNo.14 労働市場仲介ビジネスの法政策—職業紹介法・職業安定法の一世紀—』（労働政策研究・研修機構）として公表されています。江戸時代の紹介業者千束屋から始まって、20世紀

代に紹介業者千束屋から始まって、20世紀

かける「〇〇家政婦紹介所」という看板を見慣れた私たちは、家政婦というのは昔から職業紹介事業だったと思い込みがちですが、戦前から終戦直後まではそうではなかったこと、悪の権化として全面禁止されたこと、教えられてきた労働者供給事業であったことが、役所自身の手によってさりげなく示されていたからです。

え？ そうだったのか！

終戦直後の労働者供給事業の禁止をめぐるドタバタ劇については、JILPTの労働図書館の資料を片端から見っていくことではほぼ全体像を描くことができました。『労働時報』『中央労働時報』『職業安定広報』『雇用研究』『職業研究』といった行政関連雑誌を始め、戦後労働行政の関係資料はかなり揃っているからです。しかし、戦前労働者供給事業として行われていたという家政婦の姿はなかなか見えてきませんでした。もちろん、法令や主な通達は、『労働行政史 第1巻』（労働法令協会、1961）を始めとした既存の歴史書に載っていますが、具体的な細かい情報は見当たらないのです。そこで、当時「すごいらしいぞ」と噂になり

かけていた国立国会図書館のデジタルコレクションを恐る恐る検索してみました。そうすると、戦前は「家政婦」という言葉よりも「派出婦」という言葉の方が一般的であったことがわかりました。そしてあれこれ見ていくうちに、戦前のある行政資料にぶち当たりました。それは、協調会に置かれた中央職業紹介事務局が発行していた『職業紹介公報』の第16号（1925年2月28日）でした。

同号には「東京府下に於ける派出婦会の概況」というかなり長い記事が載っており、そこには、派出婦会という新しい事業を始めたのは大和俊子という女性であること、羽仁もと子の主宰する『婦人之友』という雑誌でアイデアを公表し、大好評で迎えられたこと、彼女のビジネスを見て多くの人が続々と新規参入してきて派出婦の質が低下したこと、そこで彼女が音頭をとって東京聯合派出婦会を結成したことなどが詳しく書かれていたのです。これによって、戦前の派出婦会の姿がくっきりと浮かび上がってきました。これは「ログインなしで閲覧可能」な資料でしたが、「派出婦」の検索結果のかなりのものは、「送信サービスで閲覧可能」や「国立国会図書館内限定」で



『職業紹介公報』第16号、1925年2月28日  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/983830/1/1>

とりあえずここまでの情報で、2022年度研究成果としての上記労働政策レポートを書き上げました。その最終段階だった2023年1月ごろ、たまたま以前『働く女子の運命』を出したときに担当いただいた文藝春秋社編集部の方と、お昼をご一緒する機会があり、そこで聞かれるままに「あの家政婦ってのは、戦前は派出婦会といって労働者供給事業だったのが、戦後職業紹介事業になったんです。そのため家事使用人にされてしまい、労働基準法が適用されなくなっちゃったんです」というようなことを喋ったのです。その数か月前に冒頭で述べた家政婦過労死事件の判決があったこともあり、「それって面白いじゃないですか。本にしましようよ」となりました。本の企画って、そんなことで始まるの？ と思うかも知れませんが、

検索結果 703 件中 1-100 件を表示

リスト表示 100件ずつ表示 出版日：古い順

**婦人之友 12(10)**  
 雑誌  
 (婦人之友社, 1918-10)  
 全 3 件の該当箇所  
 目次: 家庭の手不足を補ふための**派出婦會**/p76~77  
 国立国会図書館内限定

**婦人之友 13(8)**  
 雑誌  
 (婦人之友社, 1919-08)  
 全 3 件の該当箇所  
 目次: **派出婦會**の成績/p30~31  
 国立国会図書館内限定

**婦人之友 14(7)**  
 雑誌  
 (婦人之友社, 1920-07)  
 81 コマ: まばじさうみいたは**派出婦會**を創立してから二年になりま see 二に2はした。創立當時は四五人…  
 国立国会図書館内限定

**婦人之友 14(9)**  
 雑誌  
 (婦人之友社, 1920-09)  
 12 コマ: りばらつはしつ互に**派出婦會**などを便利に利用する工夫でもして、五〇六〇よ 15 どはんち一…  
 国立国会図書館内限定

**婦人之友 14(12)**  
 雑誌  
 (婦人之友社, 1920-12)  
 87 コマ: 切手封入御照會下さい**派出婦會**下谷家庭廣告営業に關するものは金五圓。(但し自家の製品二料金…  
 国立国会図書館内限定

**婦人界 5(2)**  
 雑誌  
 (東京社, 1921-02)  
 29 コマ: はありませんでした。**派出婦會**から派出されるといふ自創ませんから、女工上りや酒場の女など、…  
 国立国会図書館内限定

**主婦の友 6(2);一月十五日號**  
 雑誌  
 (主婦の友社, 1922-01)  
 全 2 件の該当箇所  
 107 コマ: 南伊賀町三四婦人共同**派出婦會**でき、また便利だかわかりません。(電話九段三二二五番)派出家…  
 国立国会図書館内限定

国立国会図書館デジタルコレクションの「詳細検索」画面 (<https://dl.ndl.go.jp/search>) でキーワードに「派出婦會」と入力し、「コレクション」のチェックを「雑誌」にのみ入れた検索結果（「出版日：古い順」にソート）※ 2024年8月1日現在

そんなことで始まるんですよ。  
 こうして、『家政婦の歴史』の執筆が始まりました。大部分JILPT労働図書館資料でまかなえた労働政策レポートと違い、こちらはデジタルコレクションの資料、とりわけ「国立国会図書館内限定」の資料を

駆使しなければ書けません。まずは『婦人友』です。今日も刊行され続けているこの雑誌には、羽仁もと子による事業の紹介や宣伝が繰り返し載っています。大和俊子が派出婦會を始めた1918年は新型コロナならぬスペイン風邪が猛威を振るい始めた年でもあり、同誌1919年8月号の「派出婦會の成績」という記事によると「あの世界感<sup>かせ</sup>で、あちらからもこちらからも、派出婦に來て欲しいといふ御申込みで、どうすることも出来なかつたさうです」。

さらに、検索リストには当時刊行されていた多くの婦人雑誌が並んでいます。戦後も長く刊行されていた『主婦の友』だけでなく、『婦人界』『婦人倶楽部』『女人芸術』といった雑誌が競って派出婦會を取り上げて記事にしていたことがわかってきました。中でも面白かったのは、『婦人倶楽部』1930年1月号の「見事時代の潮に乗つて―派出婦人會の創始者大和俊子さん―」という記事です。銀行員と結婚した大和俊子は働くのが何よりも楽しみだったのに、夫の出勤後家の中でぼんやりと手持ち無沙汰にしているのがつらくて仕方がありません。しかし100年以上昔のこの時代、人妻の身では働く場はほとんどありま



たのはピンハネ親方が肉體労働者をとことん搾取する悪辣な人夫供給請負業でした。そして戦後、GHQは日本社会を民主化するために、封建的雇用制度である労働者供給事業を全面禁止せよと命じました。彼らの目に映っていたのは悲惨な人夫の姿であり、その限りでは「正義の刃」であったのですが、その刃を振り下ろした場所には、法的に人夫供給業とバンドリングされた近代的な派出婦会があることは見えていなかったのです。

労働基準法が適用されない家事使用人は、主人世帯の一員である女中のことであって、派出婦会から派遣されてくる家政婦は家事使用人ではありませんでした。少なくとも、1947年9月に労働基準法が施行されたときにはそうでした。その証拠に、労働基準法施行規則第1条にはその適用事業として「派出婦会の派出の事業」が明記されていたのです。ところが、同年12月に職業安定法が施行され、翌1948年3月には労働者供給事業が全面禁止され、派出婦会は違法の存在になってしまいました。数年間のドタバタを経て、1951年10月に家政婦が有料職業紹介事業の対象職種に追加され、ようやく合法的な事業になった

のですが、それと引き換えに、彼女らは女中と同様の家事使用人という身分を押しつけられてしまったのです。

かつて人気を博した『家政婦は見た!』というテレビドラマでは、「市原悦子演じる石崎秋子が大沢家政婦紹介所の家政婦として上流階級の華やかな暮らしぶりの家庭に派遣され」(Wikipedia「家政婦は見た!」のページ)ます。「紹介」といいながら「派遣」しているのです。それどころか、石崎秋子は大沢家政婦紹介所に猫と一緒に寝泊まりし、毎回紹介所に所属する家政婦たちがちゃぶ台を囲んで派遣先の噂話で盛り上がりまです。どうひっくり返っても、主人の世帯の一員(国勢調査でいう「住み込みの雇い人」)ではないはずなのに、労働基準法上は女中扱いされ、過労死しても労災認定されないという不条理のもとをたどっていくと、こういういきさつがあるわけです。

本書を執筆する上では、大和俊子や派出婦会の実像についてだけではなく、戦前の女中が置かれていた苛酷で悲惨な労働条件や、悪逆非道な人夫供給業のあの手この手の悪辣ぶりについても、デジタルコレクションで検索して出てきた膨大な資料の中から

いくつかのネタを使わせていただきました。おそらく、私のような意図を持って検索しない限りなかなか人の目に触れないような資料ですが、その生々しさは一級品です。是非拙著を読んでいただいた上で、そこに載せきれなかった部分もデジタルコレクションで探してみてください。インテリ青年のどん底生活を描いた吉田英雄『日稼哀話』(平凡社、1930)など、復刻出版されているのもうなずけるほどの迫力です。

私はたまたま家政婦の歴史研究からデジタルコレクションの威力を知るに至りましたが、ほかにもデジタルコレクションを使えば百万力になるような研究分野はいっぱいあるはずです。ほんの2年前の私も、デジタルコレクションを使ったことがなく、恐る恐る使い始めたような新参者に過ぎません。それでほんの1年足らずでデジタルコレクションがなければ絶対に書けなかったような本を出すに至っているのですから、敷居はとて低いです。これからの近現代史研究、とりわけあんまり主流じゃないような領域の歴史研究をしようとする人にとって、デジタルコレクションを使わないで研究することはもはやあり得ない時代になりつつあると思います。